

杜の都MM倶楽部会則

第1条 (名 称)

本会は、杜の都MM倶楽部(以下「MM倶楽部」という)と称する。

第2条 (目 的)

MM倶楽部は、株式会社杜の都(以下「会社」という)が宮城県黒川郡大和町鶴巣北目大崎字具足沢64-5において経営管理するゴルフ場及びその付帯施設(以下「本施設」という)を利用し、健全なるゴルフの普及、発展に努めるとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条 (事務所)

MM倶楽部の事務所は、クラブハウス内に置く。

第4条 (期 間)

MM倶楽部会員の有効期限は入会日より1年間の年度会員とする。会の継続については、会社が決定する。

第5条 (解 散)

MM倶楽部は、会社の都合により期間内であっても解散することができる。

第6条 (会員の本施設利用)

- 会員は次の通り本施設を利用できる。
 - 会社が指定する日を除き、営業時間に本施設を利用すること。
 - MM倶楽部主催の競技会、その他の行事会社が承認した条件で参加すること。
 - 施設の利用につき、ビジターを紹介し、又は同伴すること。
- 前項に定める本施設利用は、入会承認後、年会費の納入を会社が確認した時からとする。
- 会員は、この会則に定められた会員の地位を第三者に対して貸与・売買してはならない。
- 会員の本施設利用と年会費の支払いとは何ら対価関係になく、会社が会員に対し一方的に付与した便宜供与にすぎない。従って、会員が会社に直接に又は間接に本施設について優先的に利用することを求めるなど何らかの権利を請求するものではない。
- 会社は将来にわたって会員本施設利用を保障するものではない。従って、会社がその都合により第5条に定める通りMM倶楽部を解散し、会員の本施設利用を一方的に制限、または中止しても会員は何ら異議を申し述べない。

第7条 (会員の義務)

会員及びビジターは、会則及び利用約款に定める他、次の事項を遵守することとし、これらの事項に反する行為があった場合には、会社は本施設の利用を拒否することができる。

- 会員名義を他に貸与あるいは詐称させない。
- MM倶楽部の秩序を乱し、名誉を傷つける行為を行わない。
- 会員がビジターを同伴し、又は紹介したときはビジターの行為及び諸支払いについて一切の責任を負う。

第8条 (入会手続)

- MM倶楽部に入会を希望する者は、所定の申込書により会社に申込み会社の承認を得た上で、定められた期日までに年会費の払込みを完了しなければならない。
- MM倶楽部の入会日は、入会承認後、会費入金完了日とし、入金日より会員の権利を有する。
- MM倶楽部は会員に対して次の各号を掲げるものを交付する。
 - 会員証
 - バッグタグ
- 会員は会員登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を届け出なければならない。

第9条 (入会資格)

入会申込者は、次の各号の全てに該当し、会社の入会承認を得た場合に限り、会員としての資格を得ることができる。

- 他のクラブで除名されたことのない方。
- 反社会的団体(暴力団及び過激行動団体等)に関与していない者。
- その他各号に準ずる者でないと会社が認めた者。

第10条 (資格の喪失)

会員は、次の場合にその資格を失う。

- 任意退会
- 除名
- 死亡
- MM倶楽部の解散

第11条 (除名)

会員が次の各号に該当したときは、会社が是正を勧告の上当該会員を除名することができる。但し、4号の場合、催告をなさずに除名することができる。

- この会則その他会社が定める諸規則に違反した時。

- MM倶楽部もしくは会社の名誉を傷つけ、又は秩序を乱した時。
- 第三者に会員の名称を詐称させた時。
- 会員本人の所在が不明になった時。
- 入会申込書に虚偽の事項を記載した事が判明した時。
- 会員としてふさわしくないと会社が認めた時。
- その他前号に準ずる行為で、MM倶楽部の規律維持上除名が相当と認められた時。

第12条 (会員証の携帯)

会社は会員に対し、随時会員証の提示を求めることができる。

第13条 (会 費)

会員は、所定の会費を会社が指定する期日までに納入しなければならない。

- 新規入会時(初年度)の全日年会費は、男性45,100円(税込)、女性35,200円(税込)とする。
平日年会費は男女共、27,500円(税込)とする。
- 会員資格継続時の全日年会費は、男性39,600円(税込)、女性29,700円(税込)とする。
平日年会費は男女共、22,000円(税込)とする。
- 納入された年会費は、いかなる場合も返還しない。

第14条 (会 計)

年会費等は全て会社の収入とし、会計は会社が行う。

第15条 (役員、委員会)

正会員組織に含まれる。正会員会則第3章に準ずる。

第16条 (規定外事項)

本会則に規定させていない事項については、必要に応じて会社が決定する。

第17条 (改 正)

本会則は、会社が決定し会長の承認を得ることにより改正することができる。

第18条 (附 則)

本会則は、平成20年4月1日より実施する。

- 平成25年2月1日改正
- 平成26年2月1日改正
- 平成29年1月1日改正
- 平成31年1月1日改正
- 令和2年1月1日改正
- 令和5年1月1日改正